

食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会 第3回産地・経営小委員会・議事録

平成16年7月7日

農林水産省

9：55 開会

志村小委員長

定刻になりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第3回産地・経営小委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、お手元の資料の配付資料一覧について、読み上げて確認させていただきます。

資料は、資料1「議事次第」から資料6「中間論点整理（案）」まで6つの資料がございます。それから、委員の皆様には、事務局にお願いし、参考資料として、2月の果樹部会で使用

した「果樹農業の現状と課題」、また、第1・2回の小委員会で使用した「生産構造・経営の実態と検証」、「需給調整・経営安定対策の現状と課題」、それから、ご多忙のところ、委員の皆様に提出いただきました「中間論点整理（素案）作成に向けた委員意見」を全委員分まとめて資料としております。参考資料として、以上ですが、資料の抜け等ございましたら、事務局までお願いします。

本日の出席者は、7名となっており、所用により桂委員が欠席となっております。

それでは、事務局を代表しまして、果樹花き課長よりご挨拶いただきます。

竹原果樹花き課長

産地・経営小委員会の委員の先生方におかれましては、ご多忙の中の中、ご出席いただきありがとうございます。特に志村先生におかれましては、引き続き取りまとめのご労をお執りいただき感謝申し上げます。

本日は、第3回として、これまでの議論を踏まえた、「中間論点整理」をご議論いただくこととしております。

過去2回、「産地・経営の現状と課題」、「需給調整・経営安定対策の現状と課題」をご議論いただきました。今回の中間論点整理案として提出しております資料は、これまでの議論と各委員からいただいたご意見を踏まえまして、小委員長と相談の上作成したものです。事務局といたしましては、今日の議論を踏まえ、更にコンパクトにしたものを8月3日に予定しております果樹部会に提出し、そこで更にご議論いただき「この夏」と申し上げておりました「中間論点整理」としたいと考えております。

前回の小委員会で申し上げ、共通認識のものとなっているかと思いますが、大変厳しい果樹農業を巡る状況の中で担い手の育成・支援、産地の構造改革は待ったなしの重要な課題であり、有効な対策を講じることが不可欠であります。対策を講じる上で必要なことが、3点ばかりあると思います。

1つ目として、我が国果樹産業が高品質果実の生産という、大変に貴重な技術を下地に発展したものであり、消費者の支持を得ていること。この方向を健全に発展させる施策である必要があること。2つ目として、果樹産地の現状を考えると、現在のすべての産地、すべての生産者が現状のまま経営を継続することは現実的ではないこと、また、個々の果樹園地に関しても同様であること。3つ目は、新しい施策を展開するとなると、国費が必要となるが、国費を投入する場合に自ずと限界があること、また、いかなる支出に関しても税金を投入する以上、国民の理解が得られるものであること。などが今後の施策を考える上で大変重要ではないかと考えます。

なお、担い手問題、経営支援対策などは、8月の中間論点整理で終わるのではなく、今後とも、平行して議論しております企画部会との整合が必要であり、この8月に論点整理をした後も、より具体的な議論を秋以降も継続してご議論していただきたいと考えております。

以上、僭越ですが、今回のご検討をお願いする上で、事務方として考えてありますことを申し上げました。

委員の皆様にはよろしくお願い申し上げますとともに、前向きで活発な議論をお願い申し上げます。以上簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

志村委員長

それでは、本日の議題でございますが、まずは、小委員会におけるテーマごとの整理として、第2回の小委員会でご議論いただいた「需給調整・経営安定対策の実態と検証」についての整理、次に、中間論点整理の議論に入る前のおさらいとして、第1回、第2回で議論した「生産構造・経営」、「需給調整・経営安定対策」のそれぞれの課題についての確認、そして、本日の主要課題であり、各テーマの現状・課題・今後の方向を内容とする「中間論点整理（案）」についての議論を行い、これらにより、小委員会として議論の中間整理を行うこととしております。なお、本日の小委員会も委員皆様からの積極的なご発言により実りの大きなものとなりますよう、よろしくお願いします。

また、前回と同様、委員皆様からいただいたご意見については、私の方から意見のポイントを要約した上で、議論を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、第2回小委員会の「需給調整・経営安定対策の実態と検証」については、既にプレスリリースされております資料3「第2回小委員会の概要」を読み上げることで、確認させていただきます。

1の日時、2の場所、3の出席者、4の配付資料については、省略いたします。5の議事概要、第1回産地・経営小委員会の内容確認について、小委員会におけるテーマごとの整理を、資料4「第1回産地・経営小委員会の概要について（4／23）」及び資料5「果樹産地及び果樹経営の現状と課題」により行い、内容の確認を行った。（2）の需給調整・経営安定対策の実態と検証について、委員からの主な意見は、以下のとおりであった。需給調整対策については、1．需給調整に取り組んでも、価格が下げ止まらないのは、出荷調整が十分機能していないとの説明だが、天候不順により品質が悪くなった果実を安値を承知でやむを得ず出荷せざるを得ない場合もあるかもしれないとの意見があった。

2．生産者団体の委員からは、生産調整と出荷調整が課題であるが、うんしゅうみかんについては適正生産量が守られ、隔年結果がほぼ是正されているものの、価格下落を回避するため時期別の出荷調整の実効性の確保等が課題との意見があった。経営安定対策については、1．近年、うんしゅうみかん、りんごが価格低下している中、経営安定対策による補てんは、農業者自身をある程度元気づける効果があり、一定の評価はして良いとの意見があった。反面、うんしゅうみかんの長期的な価格低迷は、構造上の問題であり、過剰への対策が必要との意見があった。2．経営安定対策は、短期的価格変動に対しても農業者にとって一定の効果があるものの、今後の価格水準の低下傾向が続ければ、安心して後継者へ引き継いでいく点では十分ではなく、財源の問題になるが、

大きな視野で所得を安定させる対策の検討が必要との意見があつた。3. 生産者団体の委員からは、近年の価格低下に伴い農業者所得が減少し、離農する農業者もいる中、対策について一定の評価をしているとの意見があつた。また、補てん基準価格の水準が農業者の再生産価格になつていない、事務の簡素化が課題であるとの意見があつた。4. 現行制度の対象品目（うんしゅうみかん、りんご）以外でも、何らかの支援が必要ではないかとの一部の農業者の声について紹介があつた。5. その他に、光センサー施設の導入に伴う経費増が問題との意見、経営安定対策の財源、現行制度と果樹共済との違い等について質問があつた。（3）の第3回の小委員会の進め方について。1. 小委員長より、第3回の小委員会においては、今までの議論を踏まえ、「生産対策・経営支援対策の今後の方向」、それを踏まえた「小委員会の中間論点整理」について取りまとめたい旨の提案があり、了承された。なお、第3回では、各委員より提出される資料8「中間論点整理（素案）作成に向けた委員意見（様式案）」を踏まえて、中間論点整理を行うことについて了解され、資料8の提出期限（目途）は、6月25日（金）とされた。2. 次回の第3回産地・経営小委員会の開催日程（候補日）は、7月7日（水）午前とされた。

以上であります。ここまでで、特にご質問・ご意見等ございましたら、お願ひいたします。

浅沼委員

ただいまの第2回小委員会の概要についてでございますけれども、概要の1ページの下の方、需給調整対策の下の方のところなんですが、一番下から2行目「価格下落を回避するための時期別の出荷調整の実効性の確保等が課題」とありますけれど、私は、「価格下落時の緊急出荷調整」と申し上げたはずでありますので、そのように読み替えていただければと思います。

竹原果樹花き課長

発言のすべての詳細は、議事録の方に掲載されていますので、そのように読み替えていただければと思います。

志村小委員長

その他にご意見ないでしょうか。それでは、特ないようすで、中間論点整理に向けた議論を進めますが、その前に資料として提示しております「中間論点整理（案）」を小委員長として取りまとめるに当たっての考え方を説明します。

この資料は、事務局とも相談した結果、委員皆様から提出していただいたご意見を踏まえ、公平性、効率性、実現性の3つの観点から取りまとめをいたしました。

具体的には、1点目の公平性としては、多くの委員に納得いただけるよう、また、委員のご意見を十分に尊重しつつ、一定の整理を行う必要があり、一部の委員の意見を過大に尊重したものとならないよう留意して取りまとめる必要があると考えております。2点目の効率性としては、小委員会にとどまらず果樹関係者の共通認識となるよう、また小委員会で整理した論点が後戻りす

ることのないよう、特に今後の方向の前提となる現状と課題については、ポイントを的確に把握し、明確に記述することに留意して取りまとめる必要があると考えております。

また、3点目の実現性としては、果樹農業の関係者において、実現性の乏しい対策に過度な期待感を持たせることのないよう記述に留意して取りまとめる必要があると考えております。

以上を踏まえ、小委員会として今後の方向について議論してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。なお、今後の方向を議論する中で、将来的に留意すべき事項を付すことにより、今後の議論の材料として記述したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは中間論点整理の議論の前に、第1回、第2回小委員会で議論した「生産構造・経営」、「需給調整・経営安定対策」、それぞれの課題について、事務局より資料4、5についての説明を受けることにより、今までの頭の整理を行いたいと思います。それでは、資料4及び5について説明の程、お願ひいたします。

西嶋課長補佐

資料4、5を続けてご説明させていただきます。こちらの資料につきましては、先日の果樹部会、第1回、第2回の小委員会でご議論いただいた現状と課題の課題の部分を抜粋させていただきおりまして、これまでの議論のおさらいということで簡単に続けてご説明させていただきたいと思っております。

資料4をご覧いただきたいと思います。ここは、果樹生産・果樹経営の課題ということで、1と2に現状を説明させていただいておりますが、まず、2枚目で現状を説明させていただくということで割愛させていただきまして、検討の方向ということで、3と4で整理させていただいております。果樹生産の対策の検討ということで、園地の利用、労働力の確保、将来の産地のあり方について検討するとともに、どのような農業者を育成すべき担い手として位置づけるかについて検討する必要があるということと、4に書いてございます産地ごとに、担い手を中心とする経営ビジョンを策定すること、それから、～に書いてありますが、これらの取組を進めるための施策として何が有効か等の検討を行う必要があるということで、具体的な課題ということで次の2ページに課題等を整理させていただいたものを用意させていただきました。左側に果樹農業の特徴ということで、中山間に多い立地条件であること、栽培技術で非常に機械化が進んでおらず労働集約的である、それから高い技術力が必要であること、品目の特徴として、永年性作物ということで、品種更新等の経営転換が容易に行えない等の果樹農業の特徴の中で、現状として、真ん中の枠に書いてありますけれども、果樹経営として高齢化、規模拡大が遅れている、経営基盤が脆弱化しているという状況の中で、産地として、担い手が明確化されておらず、生産・経営基盤が脆弱化しており、その原因として、農地流動化の遅れ、労働力不足、園地整備の遅れが相まって、そういう結果を生み出しているのではとの現状認識をしております。そして、その結果、農家数なり、栽培面積なり生産量の減少の結果になっているのではな

いかとの現状整理でございます。それから、課題につきましては、一番右に書いておりますけれども、産地の構造改革をするための計画を産地ごとに作る必要があるのではないかということで、課題として整理しております。その中で、中心となる担い手の明確化でありますとか、担い手以外の農家でしっかり議論していただいて、役割分担をしていただくような産地戦略の明確が必要であろうと、それと担い手を核とした農地の流動化、労働力の確保、産地体制の強化を通じて、担い手への園地の集積という取組が必要であるということで課題として整理しております。

続きまして、資料5でございます。資料5は、需給調整・経営安定対策の2回目の小委員会の議論を中心に整理をさせていただいております。需給調整、経営安定対策のそれぞれ整理させていただいておりますけれども、1の需給調整対策につきましては、うんしゅうみかんにつきましては、特別摘要等の実施で隔年結果は正の傾向にあり、生産調整につきましては、成果が上がっておられます。出荷調整については、これまでの改善に基づいて、更にどのような取組が可能か検討が必要であるというのが1点目です。2点目の目標配分については、配分方法の決定等に高品質果実生産への取組等を勘案するような形でやっていくこと、それから、時期別の需給調整の的確な実施が必要ではないかというような課題。出荷調整については、主体的に生産者団体が販売状況を踏まえて、的確に販売対策を策定した上で、その対策の内容を末端の集荷場単位まで浸透させ、的確に実行させるような仕組みが必要ではないかということで課題を整理しております。

経営安定対策につきましては、担い手の経営を安定させるための手法の検討が必要であること、また、補てんが引き続いていることで、やむを得ない品質格差が生じる場合もございますけれども、毎年補てんを受けている県もありますし、このような中で対策をどう対応するか検討が必要であろうと、それから、価格低落時に低価格で取引される果実もございますので、これらの果実も補てん対象となるためモラルハザードの発生も懸念され、このような状況を踏まえ、どのような対応が可能か検討が必要であること、それから、将来を見据えて、担い手を中心とした生産構造を構築するとともに、その担い手となる農業者の経営を安定させる対策としてどのような対策を講じる必要があるのか検討が必要との課題の整理をしたところでございます。

志村小委員長

続きまして、産地・経営小委員会としての「中間論点整理（案）」について、事務局より資料6により説明願います。

まずは、生産構造である「1の産地・担い手」、次に需給調整・経営安定対策である「2の経営」について、それぞれ事務局より説明後、具体的な議論を行いたいと思います。

西嶋課長補佐

それでは、続きまして資料6のご説明をさせていただきます。産地・経営小委員会における中間論点整理案ということで、これにつきましては、先程志村小委員長の方からお話をいただきました

が、これまでの小委員会での議論、それから各委員からいただきました意見を踏まえまして、公平性・効率性・実現性の3つの観点から取りまとめを行っております。そういった関係上、ボリュームが多くなっておりますが、これまでの2回の議論で、委員の先生方から相反するようなご意見をいただいているわけではございませんので、各事項について両論併記をしたというわけではなくて、各委員の先生方の意見を踏まえて、詳細な記述になっていいるということをご理解いただければと思っております。

中間論点整理の構成につきましては、取りまとめ上、ご意見いただきました様式と若干変更しております。産地・担い手につきましては、第1回の小委員会でご議論いただきました産地のあるべき姿、それから担い手、3番目で生産基盤の構造改革の関係、4番目にその他（環境・技術）の関係という形で一定の整理をしております。それから、3ページ以降、経営の関係ということで、需給調整対策の関係、それから経営支援として経営安定対策・果樹共済といった形で資料の構成をしております。

それでは、1枚目に戻っていただきまして、資料の方の説明をさせていただきます。まず1の産地・担い手のところでございます。（1）の産地のあるべき姿のところで、現状と課題、今後の方向、留意事項ということで整理しております。

現状につきましては、～ということで整理をしていますけれども、先程の資料4でも説明しましたが、生産面で弱体化しておりまして産地自体も脆弱化していると、それから産地が一体となって、生産から販売まで一貫した方針をもって計画的な取組をしている場合が少ないのでないかという現状でございます。それから課題としては、戦略的に生産や販売を行っていただき、競争力のある産地を構築していただくことが必要であり、そのため、担い手の育成であるとか、園地の条件であるとかについて、目指すべき産地の姿を明確化することが必要ではないかということで課題として整理させていただいたところであります。

それから、今後の方向ということで、～まで挙げております。につきましては、高品質で安全・安心な果実を、安定的に消費者に手ごろな価格で供給する等、産地が消費者から選択されるような産地になるために、産地ごとに具体的な目標が必要だということを書かせていただいております。それから2番目といしましては、産地自らその目標を、明確にすることが必要であろうということで、「例」ということで、いわゆる果専店等を相手にした高品質果実の生産によって競争力を確保する産地、又は量販店と継続的な取引を行うような産地ということで挙げております。ここは一つの方向ということで記述しており、それぞれ特記した形だけにはならないと思いますが、計画の中では、それぞれの特徴的な産地の姿というものを明記していく必要があるのではないかと思っております。

それから、に書いておりますけれども、具体的な目標ということで、「担い手の明確化」、「残すべき生産の主体となる園地の明確化」、「園地の集積を円滑に行うための基盤整備」、「労働力確保の方策」など、産地としての戦略を産地構造改革計画、仮称としておりますけれども、このような戦略を計画という形で策

定してはどうかとさせていただいてあります。

それから、で国が支援する場合には、計画的に改革計画に沿つた取組をしていただくようなところを支援していくということが必要であるということと、一定期間経過した後に評価を行うことで、効果的な取組を進めてはどうかということで、今後の方向としてまとめさせていただいてあります。検証のタイミングや計画の達成基準については、検討が必要であろうということを留意事項として挙げております。

それから、（2）の担い手の関係でございます。担い手につきましては、一番右の留意事項のところに書いてありますけれども、まだ、小委員会でも十分にご議論いただいておりませんし、企画部会でも検討中ということで、今後更に検討が必要と考えておりますけれども、現時点での整理ということで書かさせていただいてあります。現状では、担い手の産地の中での位置づけなり役割が明確でないことがあります。課題としては、産地内での合意形成をいただいて、担い手と産地を構成するそれ以外の農業者との明確化が必要であると整理しております。それから、今後の方向としては、産地の担い手について、核となる農業者ということで、例示的に書かせていただいておりますけれども、「果樹農業の経営継続の意志があるのか」、「どの程度の生産規模を目指すのか」等に基準をおきまして産地で十分検討いただいて、担い手を明確化することが必要ではないかということで整理させていただいてあります。

（3）の生産基盤の構造改革ということで、基盤整備、流動化、労働力について整理しております。基盤整備につきましては、現状に書いてございますが、基盤整備、園地集積、労働力の確保についての取組が遅れていると、課題としましては、園地の傾斜度であるとか、土壤条件であるとか生産される果実の品質などの園地の情報を的確に把握した上で、情報の整備を行って、その情報に基づいて効率的な利用を促進する必要があるのではないかとしてあります。今後の方向ということで、～までに整理しておりますが、基盤整備、園地の集積、労働力確保のこれらを効率的に組み合わせた一体的な取組が必要ではないか。それから、そういう取組を推進するために、しっかりとした園地の情報の整備が必要ではないか、それと基盤整備に当たっては、優良品種・品目への転換を一層進めていくことが必要ではないかという点を今後の方向ということで整理させていただきました。

1枚おめくりいただきまして、左のところでございます。基盤整備の2点目の現状として、小規模な園地が分散して保有されている状況であり、課題として、同じくに書いてありますけれども、生産性を高め、担い手への園地の集積を行うためには、傾斜の修正ありますとか、果樹園の改造ありますとか、作業道の整備ありますとか、いわゆる小規模の基盤整備なりを加速化させる必要があるのではないか。少なくとも軽トラが入れるような小規模な基盤整備が必要ではないかとしてあります。それから、今後の方向としましては、改植を行う際には、国産果実の少ない4月～6月にかけての時期に出荷できるような品種・品目への転換が必要であろうということと、それから過剰感のある品目につ

いては、条件不利地の園地転換が必要ではないかという形で整理しているところであります。

それから続きまして農地流動化でございます。現状として、に書いてございますけれども、農家の規模が小さいということ、利用権の設定・所有権移転面積は極めて低い状況であるということを書いております。それを受けまして課題として、受け手のニーズに合った、受け手が借りたくなるような園地の整備が必要であろうということと、園地の貸借を行う体制の充実化が必要ということで整理をしております。それから今後の方向として、担い手に園地を集積するためには、小規模の基盤整備を行うことが重要であろうということと、貸借の活性化をするために農地保有合理化事業等の取組の強化が必要ではないかということで整理しております。それから現状の、放任園が増加しているということで、放任園が病害虫発生の温床となり、他の園地に悪影響を与えないような管理が必要ではないかと課題の整理をしております。今後の方向につきましては、に書いてございますけれども、園地の中でも、生産条件の良い園地については、担い手に集積し、生産条件の悪い園地については抜根する等して、廃園にする等の産地の取組が必要ではないかという形で整理しております。

それから、労働力については、第1回目の小委員会でいくつか事例を出させていただいたところを中心に整理をさせていただいております。現状で～として整理しておりますが、機械化が困難な作業が多く、労働が非常に集約的であること、せん定など高度な技術を必要とする作業が多い中で、高齢化が進み労働力の不足が非常に深刻な状況になっている。また、収穫時の労働力不足が規模拡大の阻害要因になっているのではないかということで現状の整理をしております。

それから、課題につきましては、で技術を要するせん定などの作業については、経験者の方が効率的であることから、産地内で労働力を確保する方法の検討が必要であろうと、それから、収穫作業等の経験等のあまり必要とならない作業については、産地外からの労働力を確保する方法の検討が必要ではないかということで整理をしております。具体的な取組の今後の方向として、～として整理しております。労働力不足の問題は、産地全体で解決する必要があるだろうということで、労働力を調整するシステムの構築が必要であろうと。それから、その際、関係者が集まって、いろいろと調査・検討をすることが必要ということで、2点書いておりますけれども、長野県などで取り組まれてありました「結い」でありますとか、愛媛県等で行われております共同作業等の自主的な取組の推進でありますとか、外から労働力の確保ということで、ハローワークであるとかシルバー人材センターなどの充実化なり活用なりが必要ではないかという形で整理させていただいております。については、高度な技術を必要とする労働力を確保するという観点から講習なりをしていただく、それから、実際に作業していただく受託者の労働環境の改善などを積極的に推進していくことが必要ではないかという形で今後の方向を整理しております。

それから（4）のその他ということで、環境・技術の関係でご

ざいます。この部分につきましては、今後検討が必要と考えてあります。省力化が進んでいないということで、省力、低コスト化について研究開発を進めていくのに合わせて、同時に普及の方向性についての整理・検討が必要だろうということで、今後の方針として、現状の省力・低コスト技術で、例えば隔年交互結実法等ありますので、このような技術の効果的な導入・推進を図ることが必要であるのではないかと整理しております。それから、高品質果実の供給、食の安全・安心などへの対応が求められている現状があり、その中で、消費者ニーズへの対応が課題となっています。今後の方針として、かんきつのマルチ式ドリップ等の技術導入が必要であるということと、次のページの になりますが、高品質果実を生産するための土づくりや、それに加えて草生栽培であるとか、フェロモンであるなどの環境保全型農業の推進が必要であろうということで整理しております。更に留意事項にも書いてありますが、環境保全機能や環境保全型農業については、企画部会でも検討されておりますけれど、当委員会においても更に検討が必要であろうと考えております。

続きまして 2 の経営の(1)の需給調整でございます。需給調整対策につきましては、今後の方針で、「現行制度」、「今後の対策」という形で整理しておりますけれども、「現行制度」は、現行の需給調整・経営安定対策の見直しの方向、それから、「今後の対策」につきましては、現行対策も一部入りますが、それ以外の対策も踏まえて、今後の対応という形で整理させていただいております。

それでは(1)の需給調整の 、目標の配分でございますけれども、国が見通しを公表し、県なり生産者の配分については、生産者団体で実施いただいている状況です。課題としては、目標配分を生産者団体に実施いただいているものの、一律に出荷実績に基づいた配分をしているため、担い手の生産意欲の減退につながる懸念がある。これを受け、現行制度の今後の方針ということで、目標配分については、販売単価や高品質品種への改植実績を加味するような取組をし、担い手の生産拡大を促進するような配分の制度が必要ではないかと考えております。それから留意事項として、需給調整において、みかんについては、全国の生産者の 75% が参加していただいているますが、100% ではありませんので、需給調整に参加していない農業者に対する扱いをどのようにするのかということを整理したところであります。

それから、現状の 、 に整理していますけども、みかんについては隔年結果が是正されていますが、特定時期に出荷が集中したり、品質の問題によったりして、価格の低下が生じています。特にみかんについては、大きな問題となっており、3年続けて価格が低迷しているという状況であります。そういう現状の中、課題として、15年の見直しの際に、時期別の需給調整手法がありますとか、緊急出荷調整の整備等の改善を行いましたが、こういった3年引きの価格低下を踏まえて更なる取組の強化が必要との整理をしたところであります。今後の方針ということで、特にみかんの場合、特定の時期に出荷が集中して、価格が低下するような状況になっておりますので、出荷時期別の需給調整対策を確

実際に実施する取組制度の中にしっかりと位置づけていく、それから、販売対策、生産者団体が中心になって策定する販売計画の全国的な取組を、末端の集荷場まで浸透させて、しっかりとした、具体的な実効性のある取組をしていただくような仕組みが必要ではないかということで整理しております。

それから、留意事項でございますが、緊急出荷調整であります、具体的な実施手法の整備が必要ではないかということで整理しております。また、隔年結果是正についてですが、全国的には是正されている方向であるということで、園地ごとに是正の効果の確認が必要ではないかということで整理しております。

現状のですが、現状の需給調整対策は、うんしゅうみかんとりんごを対象にしております。課題として、みかんについては、出荷時期が11月、12月に集中する早生みかんについて、他品種への転換、それから低品位しか出せない園地については、園地転換が必要であろうということで書いております。それから、みかん、りんご以外の品目についても全国的な需給調整を行う必要があるのではないかと課題としてあげております。

今後の対策ということで、に書いておりますけれども、早生みかんを中心に、中晩柑や普通みかん等の優良品種に転換し、出荷が少ない時期に出荷すべきということと、条件の悪い園地については、他品目への転換なり園地の転換なりを推進すべきではないかということで整理しております。また、につきまして、その他の品目については、優良品種への転換の促進、生産者団体が中心となった全国的な需給調整を行う体制整備が必要ではないかということで整理しております。なお留意事項において、長期的な視点から、需給動向を的確に把握し、需給調整の必要性についての検討をする必要があるのではないかということで整理しております。

それから(2)の経営支援であります。経営安定対策ですが、現状として、で、みかん、りんごについては、短期的な価格低下に対して補てんが行われ、担い手の経営安定に一定の評価があるということですが、ただ、課題としまして、としてあげさせていただいておりますけれども、価格が、低下傾向にある場合に、補てん基準価格は、市場価格を基準に決めておりますので、価格が下がる傾向だと、経営安定のためには不十分である。また、産地側の懸念ということで、補てん基準価格に応じて、買い手側が低価格で値決めをしているのではないかということで整理をしております。現行制度の中での今後の方向ということで、補てん基準価格の設定につきまして、どのような果実でも出荷すれば補てんが出るという形にすれば、高品質果実の生産意欲を減退させるということで、そういうことのないよう、市場で適正に評価された価格の設定が必要であることと、に書いておりますが、需給調整対策を的確に実施していただき、高品質果実を生産し、それにより価格低下を防止していただく必要があるのではないかということで整理しております。

それから4ページ目でございます。みかんについては、3年連続、りんごについては13年、14年と補てんが出ております。課題として、気象条件により、やむを得ない品質低下による価格

格差が生じる場合もありますが、毎年補てん対象となる県もある状況ですので、今後の方向として、出荷量配分として、販売単価や高品質果実への改植実績を加味し、高品質果実を生産する産地を優遇することが必要であろうと、それから、補てん基準価格が県一本で、産地や生産者の格差が反映されていないという課題がありますが、統計データは県一本しかございませんので、県単位の価格の利用にせざるを得ないのではないか。しかし、後で説明しますが、果樹共済（災害収入共済方式）においては、生産金額の評価は個人単位で実施されますので、こういった課題については、果樹共済での加入が重要であろうということで留意事項として整理しているところあります。

それから、現状の 、価格低下時に地方市場を中心に流通コストもまかねないような低品質の果実を出荷する産地もあるということで、補てん対象の価格の下限を制度上決めておりませんので、低品質で低価格で販売される果実も補てんの対象となり、販売環境を悪化させるという課題があります。これについては、今後の方向の に書いてありますけれども、一定の価格水準に満たないような低品位の安い果実を経営安定対策の対象果実から除外するような取組をしないと、販売環境を悪化し続けるのではないかという形で整理しております。

それから、現状の 、現在、経営安定対策の加入契約者は、認定農業者や認定農業者が実質的な運営を行っている生産出荷組織となっています。また に書いてありますが、6年間で192億円の国庫負担を予定しておりますけれども、もう既に、15年産までに約130億円の支出が予定されており、残り3年間で60億円を切るような、かなり、財政的に厳しい状況となっているということでございます。今後の取組としましては、経営安定対策の前提となる全国的な需給調整を的確に実施できる環境整備を実施した上で、担い手の定義を明確にすることが必要ですけれども、効果的に担い手の経営安定に寄与する手法を、稻だと他品目における経営安定対策における対応を検証しながら検討すべきではないかと、具体的には、加入契約者を対象にアンケート調査を実施し、制度の見直しに活用すべきではないかということでございます。留意事項に書いてありますけれども、厳しい財政事情の中で、効果的な経営支援対策の検討が不可欠ということを書いております。

最後、果樹共済（災害収入共済）でございます。こちらにつきましては、果樹については、気象災害で品質が悪くなり、量も価格も低下しますが、このような果樹に対し、気象災害による減収や品質の低下による収入の減少を補てんする仕組みになっております。また、16年度からですが、引き受けは17年度になりますが、これまで果樹共済の実施できる地域が指定されておりましたが、この制度が改善され、地域指定制度が廃止されたという現状でございます。課題としましては、加入率が高くないので、加入率の向上を図る必要があるということです。今後の方向ということで、果樹共済のメリットを生産者にPRして、加入率を一層向上させるべきではないかということあります。留意事項に書いてありますけれども、個人の出荷金額をもとに共済金の支払い

を実施しており、個人ごとの実損を補てんできることから、担い手に応じた対応も可能だと整理しております。

また今後の方向として、中長期的には、経営安定対策、果樹共済の制度内容について検討し、担い手のセーフティネットとして、どのような対策が効果的なのか検討すべきでないかということで整理しております。最後、留意事項に書いてありますけれども、経営安定対策について、今後とも更に検討を深めるべきではないかということで整理しております。

以上でございます。

志村小委員長

どうもありがとうございました。

それでは、議論の時間も限られていますので、委員の皆様からご提出いただいたご意見も踏まえて、私の方から予め指名した上で進めさせていただきたいと思います。

まず項目別に、ご意見いただきたいと思います。1の(1)、1の(2)というように順番にやっていきたいと思いますのでお願いいたします。

1の産地・担い手の姿、(1)の産地のあるべき姿というところからお願いをしたいと思います。浅沼委員からご意見いただければありがたいんですが。

浅沼委員

1の(1)に限定してということですね。

志村小委員長

はい。

浅沼委員

産地の状況は非常に厳しい状況であります、これをどういう方向に持っていくかなければいけないかというのが最も重要な事項ではないかと思います。

ここで、今後の方向として位置づけられています産地協議会における果樹産地構造改革計画。これが非常に大きな意味を持つのではないかと思います。この充実をお願いしたいと思います。

志村小委員長

今、構造改革を進めるに当たり、協議会が重要な意味を持っておりますので、その辺のところを重要視して欲しいというご意見でした。では、岩垣委員からお願ひします。

岩垣委員

特に新しい視点はないんですけど、産地協議会については具体的にどのような構想があるのか、今までの経過で話が進んでいるかとか、そういうことがあったらお聞きしたいと思います。

西嶋課長補佐

具体的に、協議会の構成メンバー等についてはまだ検討中です

が、市町村、農協、普及センター等の産地の関係機関に集まっていただくような協議会ではないかと考えております。

岩垣委員

地元から盛り上げて問題点を見つけて、その対策を考えていただかなければならないということではありますけども、担い手の明確化であるとか、園地の広いところを残して悪いところを問題にするとか、労働力など重要なものが含まれています。

ですから、現場からの提案が重要になるのだと思いますけれども、ご指導をよろしくお願ひしなければいけないと思います。

志村小委員長

今、岩垣委員から産地協議会を作るところで大変いろいろと難しい問題もあるだろうというようなことで、果樹花き課、農林水産省の方からの指導がも必要だろうというご意見です。次に、岩崎委員お願ひいたします。

岩崎委員

ただいま両委員から出ました果樹産地構造改革計画のことなんですけども、私自身もこういった計画を地域、産地でボトムアップ型で作っていくことは非常に重要だと思うんですが、その進め方は非常に難しい点があり、全部産地に任せるのではなく、外部からコーディネートする役割が重要ではないかという気がします。

特に、果樹ではないですが、水田農業ビジョンの作成過程を見ていますと、地域でそういったビジョンを作るのにご苦労されているわけですね。やはり、すべて産地任せというようにはいかなくて、下からの盛り上がりをある程度オーガナイズしていく役割、またそういう役割をどこが補っていくかというようなことについての検討が必要ではないかと思います。

志村小委員長

果樹産地構造改革で産地協議会を作るにしても、それをコーディネートしていく機関、協力して引っ張っていく機関が必要だろうというご意見です。次に、金光委員。

金光委員

ここに示されている今後の方向のとおりでよろしいと思います。産地協議会のメンバーには当然農業者の方も含まれると考えてよろしいでしょうか。

西嶋課長補佐

ここには例示的に書いてありますけど、例えば、選果場の生産部門や販売部門の役員等には当然入っていただくようになるのではないかと思います。

志村小委員長

では、北口委員お願いします。

北口委員

だいたい皆さんのおっしゃった考え方と同じような考え方なんですが、コーディネートする方は、地元から離れた人の方が円滑に進むのではないかと考えます。

志村小委員長

産地協議会等を作るとき、コーディネーターになる人は、地元から離れた人が良いのではないかという意見でございます。次に、中安委員。

中安委員

こういった構造改革計画を立てる場合、2つの方法が必要だと思います。一つは、ボトムアップ式の産地から積上げていく方法で、これは、実際には、農業団体、市町村レベルのものを、下から積上げていくことが重要ではないかと思います。もう一つは、国、県レベルの計画ではっきりとした指針を作り、これと下から積上げてきたものの調整をしていく。このような視点がなく下からの積上げ方式だけだと、最終的にはモラルハザードの問題が出てくるのではないかと思います。国全体としての果樹産地構造改革計画の基本方針は、しっかりと見据えておく必要があるのではないかと思います。

志村小委員長

産地構造改革計画を作るにも2つ案がありまして、1つ目は現場からのいろいろな問題を突き上げていく方法、2つ目は国、県のようなもう少し大きい組織において検討していただき、指針と現場からの積上げを併せて検討していくことが必要だろうということです。国や県の指針が重要だということでございます。

今までのご意見で産地協議会等を作るというところに議論が集中していますが、他でご質問、ご意見ございませんか。

1の(1)というのは産地協議会のところが問題で、あとはだいたいこののような中間論点のまとめ方で良いと理解してよろしいでしょうか。

そういうように理解させていただきます。それでは、(2)の産地における担い手の位置づけ、役割分担等について。中安委員からお願いします。

中安委員

他のところにも影響するんですが、担い手の明確化について、担い手というのは広くとらえるとかなり広がってしまいます。その中で特に中心となる担い手、そして産地を将来的に支えていく欲しい担い手、この2つを明確化し、それらを育てるという方針が重要ではないかと考えます。

志村小委員長

担い手の明確化、いわゆる担い手の定義が必要ではないかとう

ことです。それでは、次に北口委員。

北口委員

中間論点整理（案）の委員の意見の中でふれたのですが、担い手に関して年齢を制限することについて、今まででは比較的若い人たちが後継者というような形できました。これから担い手について検討していくわけですが、年齢を制限しないという形も産地維持には必要ではないかと考えます。

志村小委員長

担い手の年齢制限をしないということですね。次に金光委員お願いします。

金光委員

担い手としては、経営継続の意志があることが一番重要なことだと思います。それから、担い手以外の農業者の方の役割も、果樹においては雇用が必要な作業がありますので、その点の位置づけについてもはっきりさせておく必要があるのではないかと思います。

志村小委員長

だんだん定義みたいなものが出てきました。金光委員のご意見の重要なところは、経営継続の意志がある人が担い手というところになるのだろうと思います。次に、岩崎委員。

岩崎委員

中間論点整理（案）の意見にも書いたんですが、担い手というイメージをもう少し深めていく必要があるのではないかと思います。担い手の明確化は随分前から言われているわけですが、担い手とはおそらく一つの形ではなく、多様な担い手がいると思います。時間軸で言うと、中安先生があっしゃったように、将来的に支えていって欲しい担い手をどうやって育てていくかという視点も大切ですし、そういう意味で言うと、新規参入についても、後継者対策、新規就農者対策として何が必要なのかという視点も必要です。あるいは、北口委員のおっしゃったように、将来的に支えていって欲しい担い手にバトンタッチするまでは、今の高齢化した人たちにも何とかがんばっていただかなければいけません。今の担い手を延命するためには、どういう方策が必要なのかといったような視点、例えば高齢者でも地域の中で取組めるような生産体系であるとか、そういったきめ細かい担い手対策が必要になってくるのではないかと考えております。

志村小委員長

担い手は非常に多様性がある。ですから、Uターンして担い手になる人もいるだろうし、定年退職をしてから担い手になる人もいるでしょうし、非常に多様性があるのだと思いますが、現在の高齢者に担い手ができるまでがんばってもらうような延命対策というようなことも考えてみてはということあります。では、岩

垣先生。

岩垣委員

担い手問題というのは、検討している問題の中で一番重要なことではないかと思っております。果樹産業では値段が下がるということで需給調整をテーマにしておりますが、あと10年もたてばかなりの程度担い手がいなくなつて、後継ぎが間に合いませんから、必然的に規模が縮小されていって、新鮮な果物が食べられなくなります。年齢構成と後継者の補充を考えれば10年目くらいからは必ずなくなってきます。そういう意味で、今までの論議の中でどういうのが中心的な担い手なのか、頼りない担い手を整理するというところが出てきました。だから、産地も全部が生き残るわけにはいかないのではないかという話も出ております。

果樹生産や産業が健全に生きていくためには、果樹産地であるとか、村落、コミュニティー、地域の小さな文化圏であるとか、そういうものが残らないで、専業、プロ農業だけが果樹を作っていくわけではないので、担い手を分類しようとかという話を聞きましたが、私は、担い手についてはかなり広くならざるを得ないと思います。最初に中安委員から担い手が広がってはいけないとありました。

消費者が果物をずっと食べていけるために果樹農業を維持するという考えがあるわけですけども、担い手直接支払制など担い手を確保するための政策がないとうまくいかないのではないかと考えているわけです。

今までのご説明の中で、担い手については企画部会で検討していますとのことです、担い手を確保するために本格的な支援がいるのだと考えております。

志村小委員長

担い手を確保するためには、国なり県なりの強力な支援が必要だろうということです。次に浅沼委員。

浅沼委員

果樹産地の大半は、零細な生産者になるわけとして、ここに括弧書きで書いているような最低限の要件とういうのは必要になってくるのではないかと思います。しかし、ある一定規模以上の一
部の生産者だけで共選場の管理や水管理などができるのだろうかという問題もございまして、やる気のある生産者グループや生産集団を担い手育成の母体というような形である程度育していく必要があるのではないかという感じがいたします。

それから、果樹の担い手を考える上で、雇用労力確保の問題から果樹だけではなくて他の作物との複合経営というのも当然ありますので、その点についてもある程度考えていく必要があるのではないかと思います。

志村小委員長

産地を維持していく上で、強力な生産者ばかりでは生産量や地域の施設を維持していくのかというご指摘もありました。

それから、専業ということが今まで言われてきましたが、作物を組み合わせた経営も担い手を確保していく上で重要ではなかろうかというようなご意見でございました。

以上いろいろなご意見をいただきましたが、その他にご意見等ございましたらお願ひします。

西嶋課長補佐

担い手のあり方についてご意見をいただきましたが、留意事項に書いてあるように担い手についてはまだ議論が足りない部分があると思っておりますので、今後秋以降になると思いますけれども、今日の議論を踏まえて検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

志村小委員長

次に進ませていただきます。1の(3)の生産基盤の構造改革についてです。時間の関係で、基盤整備、流動化、労働力について一括でやらせていただきます。それでは、岩垣委員から。

岩垣委員

ここに述べられていることは、たくさんの項目がありますし、広く目を配っていただいているのでこれでよろしいと思いますが、基盤整備の最初の部分で、ご説明の中では、産地が小規模という現状から課題の欄に移って、傾斜修正等、作業道整備等にも小規模という説明がそのまま続いているように思います。現実には対策を打つ場合に、小規模で済む場合もありますが、そこそこに大きくなってしまう改造もあるかと思います。小規模な基盤整備に限定という意味ではないですね。

西嶋課長補佐

基盤整備にはきめ細かな対応が必要ということで、小規模という説明をいたしましたが、小規模なものもあれば公共事業で行うような大規模なものもあるというように考えており、記述を基盤整備としています。

志村小委員長

では、岩崎委員お願ひします。

岩崎委員

特に大きい指摘はありません。基盤整備や農地流動化の関係は、先程話題に出ました果樹産地構造改革計画作り、ビジョン作りが柱となると思いますので、どういう形で現実化していくかという具体的な戦略が必要ではないかと思います。

労働力については、非常にたくさん書かれており力が入っているとの印象を受けたのですが、果樹農家に行きますとたくさんの労働力を使って経営しているというよりも、家族経営労働力の範囲内でできるところをやって、それをはみ出すところは雇用労働力を利用するという農家が多いと思います。

ですから、労働力にこれだけ書き込むのであれば、(2)の担

い手ではこの倍くらい書く必要があるのではないかと思います。担い手については、今後議論が進められていくとのことですので、期待したいと思います。

志村小委員長

労働力について、現状は全般的に言うと家族労働力主体で経営が行われているというようなことあります。

なお、これだけ労働力のところを詳しく書くのなら、担い手のところをもっと詳しくということですが、先程も事務局からの説明がありましたが、今後検討を進めていくということでございましてよろしくお願ひいたします。次に金光委員。

金光委員

基盤整備を加速させることが必要であるということが書かれておりますが、これが非常に必要ではないかと考えています。先程も話がありましたが、基盤整備には小規模なものもあるし、大規模なものもあります。小規模で実施している例を見ると、個人でバックホーを使って自分で施工する場合とか、前の資料「果樹における生産構造と実態の検証」の20ページのところで出していただいているが、平成14年度の作業受託組織の組織数は基盤整備で48件あり、こういった農家の方たちが地区内で計画的に基盤整備を進めていくというのは、着実に進んでいくのではないかと思います。こういった場合、重建機も必要ですので、こういったことについての支援を十分に考えていただけたらと考えています。私の仕事のPRになるんですけども、作業道開設機を開発しました。園地整備に適した機能を持ったバックホーで、受注生産ではありますが市販化されています。なかなか売れていないのが実情ですが、基盤整備に適した機械ですので産地の方で使っていただけるよう支援していただければと考えております。

志村小委員長

作業道、農道などの整備を加速化させていくためには、機械でやらなければ能率が上がりません。大きな産地の中の大きな農家では、個人で建設機械のバックホーを買って施工していますが、研究機関で開発した作業機等がございますので、購入に当たっては何らかの支援が必要ではないかというご意見です。次に北口委員。

北口委員

基盤整備のところで園地台帳のような園地情報を整備するという部分がありますが、これが(1)の果樹産地構造改革計画において公平な判断基準としてシフト、連動するような形ですので、その辺を強調するとよろしいかと思います。また、農地の流動化のところでは、放任園が増加ということで、廃園が必要ではないかという提言がされているわけですが、志村小委員長は論点整理の中で廃園の場合は山林や環境に優しいような形での利用法を考えていらっしゃいます。太陽発電基地のようにただ廃園ではなく多方面での利用という記述の方が理解が得られるのではないかと

感じました。

志村小委員長

各地で園地情報を作っていた大いに、協議会のようなものに役立てるということが必要であり、廃園を他の目的にうまく利用できないかということです。次に中安委員。

中安委員

かなり詳しく今後の方向を書かれてますけれども、それなるほどと思います。基盤整備は農地の問題であり、その中でどのような労働力を得るか、それから流動化の問題も入ってくるだろうというように考えると、それぞれこのような形で整理されると思います。

その上で、それをつなぐものは何かというと、やはり産地協議会の役割と、そこでの構造改革の中で一体どのような形の農地をどのような形で引き継いでいくかということの整理が必要だと思います。その意味で、私が意見の中でよく言っている園地情報といったものをはっきりさせることによって、それに対する担い手や労働力といったものがどのように活用できるかという形で結びついてきます。この点は、当然必要ではあると言ひながらも、これまででは地域での園地に関する十分な理解ができていないのではないかと思います。まずは早急に進めていく必要があるかと思います。

その上でもう一つ、労働力の中で、需給調整の基になる摘果、せん定というようなきめ細かく高度な技術が必要なとき、核となる農業者を中心となって地域で指導してもらう。講習会という程度よりも、その人たちが中心となって他の方々に指導できる方が需給調整等にも役立つのではないかと思います。

最後に、環境保全型農業というものを含め、省力化技術を導入することによって、新たに参入した人たちが携わることができるような加工品目などを入れることで、複合経営という形で地域を支えることができると言えています。

志村小委員長

園地の情報化で情報が明確化されると担い手、需給調整、労働力調整もうまくいくのではないかと。その意味では核となる人たちの指導体制をうまく使っていったらどうか。

また、省力化技術が確立されていくことが非常に大切だろうということ。新しい参入者が複合経営ということもできるので、非常に大切だろうということだと思います。最後に浅沼委員。

浅沼委員

全体的には特にここはというところはないのですが、よく産地を歩きますと、まだ古い品種を植えている園地やかなりの老木園などがあり生産性が低いわけです。最近特に多いのは65歳過ぎの生産者で、後継者もいないということで、私の代で終わるからほっといてくれという生産者がよく目につくわけです。何年後かに行ってみると廃園になってしまっているというような状況の

中で、是非早急な支援をお願いしたいと思います。

志村小委員長

産地を歩きますと、非常に古い品種や老木化した園地が見られ、そういうところを訪問してみるとたいていの経営者は高齢化しており、後継者もいないということから、なかなか品種更新等が進まないということが現実としてあるので、行政ベースで指導していただけないかということです。

1の産地・担い手の(3)についてご意見を伺いました。次に1の(4)その他(環境・技術)についてご意見をいただきたいと思います。まず、岩崎委員からお願いします。

岩崎委員

環境との関わりで、3ページの留意事項にも果樹生産が果たす環境保全機能や果樹における環境保全型農業のあり方については、今後の検討が必要とありますが、もう少し前面に出す必要があるのではないかでしょうか。果樹農業は、中山間地域の農地保全に役立っているとか、農村景観に寄与しているとか、あるいは、都市との交流に向いているものであるという視点で果樹特有の多面的機能にもう少し着目しても良いと思います。先程、施策を実施する上で国民の理解が必要との話がありましたが、国民の理解を得るためにも果樹の多面的機能がどのようなものか、もう少しつっこんで考える必要があるのではないかでしょうか。

志村委員長

果樹が景観、あるいは中山間地域の保全に役立っている等のPRする必要がある。果樹農業のPRすることが重要であるという意見であったように思います。次、金光委員お願いします。

金光委員

ここに整理しているとおりだと思います。

志村委員長

ありがとうございます。次に、北口委員お願いします。

北口委員

地球温暖化については、何人かの委員から意見があったと思いますが、この中にはあまりふれられていないように感じます。環境保全というのは、温暖化に対応するということもあり、環境保全の中に温暖化を盛り込めないでしょうか。長期的に考えると、温暖化により品種構成も変わることもあり、温暖化についてもふれておくべきでしょう。岩崎委員も景観についてふれていましたが、私がいるところは東京まで60分で通勤できる地域であり、そこで果樹を栽培しており、自分たちが行っていることが景観にもなっているのだと感じますが、農業者自身はこのことに対する認識が薄く、もっとPRしたら良いのではないかでしょうか。

志村委員長

温暖化に伴い、様々な問題が生じてあり、温暖化についても盛り込んだらどうでしょうか。また、果樹地帯は、景観形成に寄与しており、そういう認識を持つべきだという意見であったかと思います。次に、中安委員お願いします。

中安委員

愛媛県は、かんきつ経営を中心であり、落葉果樹については弱い。その地域で新品目の導入を考えるとき、省力化できる品目を入れることにより、新しい層が参入しやすい状況を作った方が望ましいのではないかということを、地域の方たちと共同研究しているところです。こういった観点から、省力化したり、環境に配慮するといった動きは地域全体の合意が得やすいと思います。

もう一つは、北口委員の意見にもあった景観について、果樹は花等も含めて、嗅覚、視覚においてアピールも強く、都市交流の形で地域の消費者層とも合意形成が図りやすいと思います。

浅沼委員

私も温暖化について盛り込んでおいた方が良いと思います。また、盛り込む場所はここが適切かどうかはわかりませんが、最近、地域によっては鳥獣害の被害が大きな問題となっており、イノシシであったり、メジロの食害であったり、こういった問題も盛り込む必要があるのではないかでしょうか。

志村小委員長

温暖化を盛り込むべきであるという意見であったと思います。次、岩垣委員お願いします。

岩垣委員

留意事項に環境保全型農業について今後検討が必要と記載されています。フェロモン剤も使用されているますが、果樹について防除回数減らすことは、いろんな場面で努力されている。ハウス栽培、いろんな品種の導入、そういうことも含めて農家の対応が必要であり、担い手も少なく、中心となる人がいなくて実行できない状況にあります。現場に応じた技術メニューをもっと開発、普及していただきたいと思います。

志村小委員長

新技術をもっと開発、普及して欲しいとの意見であったように思います。では、西嶋課長補佐どうぞ。

西嶋課長補佐

環境面、技術面について様々な意見をいただきました。技術、環境につきましては、まだ十分に検討していない状況と説明しましたが、ただいまいただいた意見を含め、秋以降に議論を深めていきたいと考えております。

志村小委員長

続いて、3ページの2の経営の（1）の需給調整についてご意

見をいただきたいと思います。まず、金光委員お願いします。

金光委員

これで良いのではないかと思います。今後の方向の現行制度について、生産者への生産出荷量の配分について、販売単価や高品質品種への改植実績を加味するとあります、重要なことです。改植に当たり園地整備も同時に実施できたら、更に良い方向に進むと思います。

志村小委員長

次、北口委員お願いします。

北口委員

中間論点整理（案）をスリムにするというお話がありました
が、今後の方向の〔現行制度〕のと〔今後の対策〕のはほぼ
同じ内容であり、合わせて1つの項目として良いのではないでし
ょうか。また、〔今後の対策〕の優良品種への転換については、1ページの生産基盤の構造改革の基盤整備の今後の方向の
の部分と重複するように思います。なるべくスリムな方が見やす
いと思いますので、整理していただければと思います。〔今後の
対策〕は、金光委員の言うように個々にやる気のある人に還元で
きれば良いのではないでしょうか。

志村小委員長

文章の重複を整理して欲しいとの意見であったと思います。

次、中安委員お願いします。

中安委員

今後の方向について、現行制度のみで解決できない部分もあり、現行制度の中で解決していくものと、それを踏まえ、次の段階まで含めたものに分けて書かれているのはわかりやすいと思
う。生産調整について、なぜうまくいっているのかを含めてもつ
とアピールしても良いのではないかと思います。優良品種へ転換
する際、優良品種というものの見極め、品種として良いが、需給
動向から見て、定着したときに優良品種ではなくなる、すなわち
価格が下がってしまうということが、かつてりんごでもありまし
たが、難しい問題です。しかし、この考え方で進めて行かざるを得ません。需給小委員会でも検討されるとは思いますが、内容は
これで良いと思います。

志村小委員長

優良品種の見極めが重要であるといった意見であったと思いま
す。次、浅沼委員お願いします。

浅沼委員

今後の方向の〔現行制度〕ので、生産者への生産出荷量の配
分について、販売単価や高品質品種への改植実績を加味すること
は、ある程度は必要だと思いますが、極端に実施すればこちらを立

てれば、あちらが立たないということで、生産者組織の中で賛同を得るのが難しくなるため、そのことのある程度理解していただきたいです。

農協又は選果場単位で高品質生産に対する取組を行っており、例えば販売代金を精算する際に使う評価点、みかんでは、例えば、糖度が12度のものを100点、10度のものは20点とか30点とか、品質についての評価点に大きな格差を付けて、品質が良くないと手取りが減るとか、食味の良くない不良系統の品種は、ある一定期間をおいて、それ以降は荷受けを停止するなど、品質向上対策については産地で努力していることを理解して欲しいです。

[現行制度]のについて、果樹は収穫前までの天候により、出荷時期がかなり違ります。今年の夏果実も5日から7日程度出荷が早くなっています。そういう中で、事前に数量を設定することが果たして良いことなのか。時期別の出荷データもなく、もし時期別の需給調整を実施するようになれば、基礎データから集めないといけないという問題もあり、また、時期別の出荷量が的確に守られているかどうか毎日チェックしなければならず、事務処理がかなり繁雑なものとなります。制度に位置づけるとありますが、どのように制度に位置づけるのかわかりません。補てん要件になれば、産地の賛同を得るのは難しいと思います。

留意事項のの産地の自主努力による価格浮揚対策については、重要なことであると認識しており、県ごとにこの対策資金を積み立てるように呼びかけを行い、いくつかの県では平成16年度から積み立てを行っております。その中で、加工原料仕向に対する国の支援を是非お願いしたいという声がかなりあることを報告しておく必要があります。品種転換する場合、転換する品種がどれだけの需要量が見込まれるかということが非常に重要です。中晩かん類でも、最近の動向として20年ぐらいで飽きられてしまうので留意すべきです。

志村小委員長

ありがとうございます。大変難しい問題を指摘していただきました。では、西嶋課長補佐どうぞ。

西嶋課長補佐

今後の方向の[現行制度]のについてですが、出荷直前の天候により出荷時期がずれることは実際あると思いますが、3年間需給調整・経営安定対策を実施し、収穫した果実をそのまま市場にどんどん出荷し、3年続けて同じような状況で、価格の低下を招き、補てん金が支払われている状況です。今年度は、同じような結果にならないように十分に考えなければなりません。価格下落の原因として、計画出荷が適正にできていないことが挙げられ、時期別に需給調整していくことが不可欠であると考えます。毎日、毎日数字をチェックできていれば、こんな価格にはなっていないだろうと考えております。データについても全果協では、10地域市場で出荷計画について実績を積上げています。旬別の細かい需給調整が必要かどうかということはありますか、これら

のデータも使用し、時期別の需給調整の強化とともに、制度の中に位置づける必要があるのではないかと考えております。

志村小委員長
次、岩垣委員お願いします。

岩垣委員
生産調整は、ある程度うまくいっておりますが、生産調整で支援してもらっても拡大生産するには十分な金額ではないとの意見もあったと思います。こういった支援がないと生産に影響するのが現状です。計画出荷がうまくいっていないことが問題に取り上げられていますが、早生みかんの調整ができないばかりに、年間通して思ったような価格で販売できないということが多く、時期別出荷というよりなぜもう少しうまくいかないのか分析する必要があるのでないでしょうか。

志村小委員長
次、岩崎委員お願いします。

岩崎委員
課題の 検討ですが、今までの皆さんの意見を聞いていると様々な問題があり、制度を普遍化する意味でも、これまでの成功要因やうまくいかなかった要因を整理した方が良いと思います。

志村小委員長
普遍化は難しいが、知恵を絞って考えていかなければという意見であったと思います。次に、(2)の経営支援について、時間の関係からアの経営安定対策トイの果樹共済（災害収入共済方式）を併せて、まず北口委員からお願いします。

北口委員
経営安定対策と果樹共済が別に整理されており、わかりやすいです。私は、補てんの場合は、果樹共済加入を義務付けしたらどうかと提案しましたが、制度的に果樹共済は個人単位の加入であり、これからもセットで考えていくようなので、特に意見はありません。

志村小委員長
ありがとうございます。次、中安委員お願いします。

中安委員
経営安定対策を現行制度から見ると、近年の価格の低下傾向は需給調整の不十分さだけでなく、消費全体の動きにも影響されており、高品質果実生産への取組に生産者は努力していても、その高品質果実さえも価格が低下し、加えてそれ以外の果実の需給が全体の価格を更に下落させています。こうした状況で、高品質果実生産者に対する優遇措置ということを検討する必要があると整理されていますが、重要な部分です。

経営安定対策は県レベルのデータを使用しており、個人データを使用する果樹共済により救えるとの表現もありますが、制度の趣旨が異なり、果樹共済で大丈夫とは言えない部分もあるのではないかと思います。経営安定対策の本質をゆがめることになるのではないかと思います。そうであれば、もう少し経営安定対策が変える方向をここで見出されるべきではないでしょうか。

今後の対策の ですが、手法としてアンケート調査が良いのかどうかわかりませんが、経営安定対策の加入契約者、未加入者、それと脱退者の動きを調査する必要があるのではないかでしょうか。

志村小委員長

ありがとうございます。次、浅沼委員お願ひします。

浅沼委員

[今後の対策] の について、現在の経営安定対策では補てん要件がいくつもあり、需給調整を的確に実施する上で大きな役割を果たしております。経営安定対策がどういった方向にいくかわかりませんが、そういうものがなくなれば、需給調整が的確に実施できるような何らかの対策、以前は加工用原料用価格安定制度、みかんの緊急需給調整特別対策事業がありましたが、加工原料用に対する何らかの対策が必要となるのではないかでしょうか。

果樹共済については、加入率が低く、我々も何とか加入率を増やさないとと思っています。しかし、制度として無事戻しがあるものの、現実的にはほぼ掛け捨てであり、80%の限度額であり、20%以上の減収にならないと共済金が支払われない等いろんな不満があります。経営安定対策を全面的に果樹共済に切り替えたら、経営支援になりません。是非、米、畑作同様に新たな経営支援対策の検討をお願いします。

志村小委員長

ありがとうございます。では、西嶋課長補佐どうぞ。

西嶋課長補佐

果樹共済の共済掛金、共済金の支払限度ですが、あくまでも保険制度であり、共済掛金は掛け捨て的な要素もありますが、一定の補償ということを考えると共済金も高くなるし、それにつれても高くなります。あくまでも補償との兼ね合いでございます。

また、今後、新たな経営安定対策を検討していただくことになります、需給調整・経営安定対策を3年間実施し、これまでいくつかの制度見直しを行ってきたが、全果協の事務局として、どのような経営安定対策が必要か十分ご検討していただき、具体的な提案をしてもらえばありがたいと考えております。

志村小委員長

ありがとうございます。次、岩垣委員お願ひします。

岩垣委員

意見は特にありません。

志村小委員長
次、岩崎委員お願いします。

岩崎委員

課題としてもう一つ入るのではないかと思う。現行の経営安定対策は一定の成果があるという農家の評価もありますが、長期的な経営支援、後継者にとって将来が不安であるという点から、十分とは言えません。中核的な農業者の経営を安定的なものに支えるような制度として検討すべきです。

志村小委員長
ありがとうございます。では、西嶋課長補佐どうぞ。

西嶋課長補佐

説明不足であったと思いますが、3ページに卸売価格が下がれば、補てん基準価格も下がる仕組みとなっていることを課題に整理しています。中間論点整理（案）を成案とする段階で今後の方針との関係を整理したいと考えております。

志村小委員長
金光委員お願いします。

金光委員

アンケート調査を実施することは重要だと思います。現状のにもあるように、予算がほとんどなく、制度の継続が難しいことは理解できました。

志村小委員長
ありがとうございます。では、竹原課長どうぞ。

竹原果樹花き課長

各委員からの意見については、小委員長と相談しつつ中間論点整理に盛り込んでいきたいと考えております。また、留意事項において今後更に検討が必要と記載しているところについては、秋以降議論したいと考えているので、委員の皆様にはよろしくお願ひします。なお、今日の議論で中心となった果樹産地構造改革計画（仮称）の策定に当たり、ボトムアップ方式、コーディネートの必要性、国、県等で指針の作成の必要性等議論が集中していたので中間論点整理の中に加筆していきたいと考えております。それ以外の各委員の皆さんから出された意見については、小委員長と相談しながら修正していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

志村小委員長
事務局から説明のあった部分については、再度私と事務局で相談し、後日、改めて委員皆様の確認をいただくことで小委員会の

成案としてまとめたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは異存がないようですので、成案としてまとめることとし、産地・経営小委員会の中間論点整理として、8月上旬に予定されております果樹部会において、小委員長である私から報告させていただくこととします。

なお、ここまで議論に際し、お忙しい中、委員皆様のご尽力により何とかまとめることができまして、ありがとうございます。改めて感謝申し上げたいと思います。

それでは、本日ご議論いただく事項について終了しましたので、今後的小委員会の予定を含め、事務局から説明をお願いします。

三宅総括課長補佐

本日は、ご多忙の中のご出席に加え、長時間にわたるご議論、誠にありがとうございました。何とか中間論点整理として一定の整理を行ったわけでございますが、今後も小委員会における議論として、「栽培に適する自然的条件に関する基準」、「近代的な果樹園経営の基本的指標」が予定されるところです。引き続き委員の皆様にはご面倒おかけしますが、今後ともよろしくお願ひします。

なお、次回の小委員会の開催については、現時点で未定ではありますが、食料・農業・農村基本計画の議論を見つつ、豊田部会長、志村小委員長と相談の上、皆様のご都合を踏まえた上で、ご相談したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

本日の小委員会の概要は、小委員長にご確認いただいた上で、来週、農林水産省のホームページにおいて提示していく予定にしております。また、詳細な議事録については、前回同様、後日委員の皆様にご確認していただいた上で、農林水産省のホームページに掲載したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。本日は、ありがとうございました。

12：10 閉会